

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和5年度）

住 所 〒899-6494
霧島市溝辺町麓822番地

事 業 者 名 鹿児島空港ビルディング（株）

代 表 者 名 代表取締役社長 古 菌 宏明
（役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
国内線ターミナル	改修の際にはトイレ内の設備（ベビーチェア、ベビーベッド等）を増やし、多機能トイレの機能分散を図る。 また、多機能トイレ内には多言語音声案内を設置し、誰でも使いやすいトイレとする。	ゲート内多目的トイレ（1箇所）の自動ドアを音声案内付きの押し釦装置に取替。

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
-	-	-

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
事前の電話対応	バス乗降場からエアラインカウンターまでの補助（サービス介助士による対応）	バス降車場からエアラインカウンターまでの介助(実績21件)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページでの情報提供	ホームページにて館内設備やサービスに関する情報提供を行う。	ホームページにて館内設備についての情報提供を行った。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士の資格取得	サービス介助士資格の取得者増加を推進する。	10名新規取得
自衛消防隊避難総合訓練における車いす介助者、視覚障害者への対応訓練	年2回実施している避難総合訓練において車いす介助者、視覚障害者への対応訓練を実施。	令和5年6月8日、同年11月9日実施

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページでの情報提供	ホームページにて館内設備の情報提供を行う。	ホームページにて館内設備についての情報提供を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

館内に設置している意見箱等に寄せられたお客様からのご意見を社内で共有し、可能な限り改善を図る。

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載。

(4) その他

Ⅱ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和6年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
鹿児島空港国内線ターミナルビル	鹿児島県霧島市	15,000人	○	○	総数 11 旅客搭乗橋 設置数 (8)	○	○	○
鹿児島空港国際線ターミナルビル	鹿児島県霧島市	205	○	○	総数 3 旅客搭乗橋 設置数 (3)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合 計) 計 2 ターミナル			2	2	総数 14 旅客搭乗橋 設置数 (11)	2	2	2

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。